

# 不法投棄・野焼きの禁止

## 不法投棄の禁止

不法投棄は絶対にやめましょう。  
自分の土地でも、みだりにごみを捨てると  
不法投棄に該当するおそれがあります。  
不法投棄されたごみは、原因者が発見されなければ税金で処理されます。  
町民一人ひとりの心がけと、不法投棄を許さない雰囲気作りが必要です。



## 罰則

5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金  
又はこれを併科（法人は最高3億円以下の罰金）

## 野焼きの禁止

法律で定められた焼却炉以外での焼却は認められません。ドラム缶、素彫りの穴、鉄板の囲い等で廃棄物を燃やすことは、「野焼き」になります。ごみは決められた方法で処理しましょう。

※農林業等を営むうえでやむを得ない廃棄物の焼却や、焚き火等の日常生活の焼却であって軽微なものであれば、野焼き禁止の例外とされています。あくまでも例外として認められているものであり、周辺環境や近隣住民の生活環境を保全することが優先されます。苦情が入った場合は、焼却を中止していただくことになります。

## 罰則

5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金  
又はこれを併科（法人は最高3億円以下の罰金）

## 不法投棄・野焼きを目撃したら

庄内町環境係  
庄内総合支庁環境課  
庄内警察署  
消防余目分署（野焼きの場合）

TEL 43-0248、43-0254  
TEL 0235-66-4914  
TEL 45-0110  
TEL 43-3300

までご連絡ください

# 火災で発生したごみの処理について

火災で発生したごみは酒田地区広域行政組合（4ページ参照）で処理されますが、通常の家庭ごみと扱いが異なるため、処理できないものもあります。ご注意ください。

## 酒田地区広域行政組合 ごみ処理施設に搬入できるもの

- 布団
- 畳
- じゅうたん
- アルミサッシ
- 建具
- 家の配線
- 木材・・・太さ10cm以内、長さ1m以内のもの。
- ガラス・・・分別ができるものはリサイクルセンター（酒田市北沢字長面200）に搬入してください。

### ●電化製品

※家電リサイクル法の対象商品であるエアコン・テレビ・電気洗濯機・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・衣類乾燥機も火災にあったものであれば、酒田地区広域行政組合に搬入することができます。

## 酒田地区広域行政組合 ごみ処理施設には搬入できないもの

- 外壁
- 柱
- 瓦
- 防火シート

※これらは産業廃棄物になりますので、処理業者に依頼してください。

## 搬入時に必要なもの

- 罹災証明書※
- 印鑑

## ※罹災証明について

火災による罹災証明は、  
消防署予防課（酒田市飛鳥字契約場30番地 TEL 61-7119）で発行します。  
申請から発行まで2～3日かかります。土日は手続きができません。

### 申請時の必要書類

本人が申請する場合・・・印鑑  
代理人が申請する場合・・・代理人の印鑑と被災者の印鑑、代理人の身分証明書が必要になります。  
手数料・・・全焼の場合は無料。それ以外は1通につき300円となります。